

安心して住み続けられるUR賃貸住宅の実現に関する意見書の  
提出について

安心して住み続けられるUR賃貸住宅の実現に関する意見書を別紙のとおり  
提出するものとする。

平成30年6月27日提出

秦野市議会環境都市常任委員会  
委員長 木村 眞 澄

提案理由

年金収入のみとなった世帯などに対する家賃の減免を求めるとともに、団地  
別整備方針書の更新に当たり、居住者自治会等との協議を行うことについて、  
国及び独立行政法人都市再生機構に意見書を提出するものであります。

## 安心して住み続けられるUR賃貸住宅の実現に関する意見書

独立行政法人都市再生機構は、平成25年12月24日付けで閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、家賃改定に係るルールの見直しや、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を踏まえ、管理する団地の再生、再編等の推進などに取り組んでいる。

本市に存する下大槻団地に居住する多くの者は、今まで培われてきたコミュニティーの一員として、末永く住み続けたいと望んでいるが、年金収入のみとなった世帯などでは、収入が減少する一方で家賃負担は変わらないことから、居住への不安を抱いている。

また、都市再生機構は、平成19年12月26日付けで閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、団地ごとの管理・整備方針を取りまとめた「団地別整備方針書」を作成しているが、居住者の不安を解消するため、更新に当たっては、居住者や地元自治体との対話が必要である。

したがって、次の事項の実現に向け特段の措置を講じられるよう要望するものである。

- 1 公営住宅収入階層に準ずる低所得世帯に対し、独立行政法人都市再生機構法第25条第4項に基づき、「家賃の減免」を適用すること。
  - 2 団地別整備方針書の更新に当たっては、地方自治体や居住者自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

内閣総理大臣  
国土交通大臣 様  
独立行政法人都市再生機構理事長

秦野市議会議長 阿 蘇 佳 一